



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 一般廃棄物処理施設の設置許可申請書等の縦覧・3件（環境整備課）…………… 1
- 産業廃棄物処理施設の設置許可申請書等の縦覧・3件（環境整備課）…………… 2
- 農地を利用する権利の設定の裁定（農政経済課）…………… 5

公 告

- 都市計画の変更の案を作成することについての公聴会の開催（都市計画・モノレール課）…………… 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告・5件（下水道事務所）…………… 6

告 示

沖縄県告示第87号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、申請書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年 2月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社倉敷 沖縄市字池原3190番地 3 代表取締役 南 秀樹
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所 沖縄市字知花鳥口原2942番 1 ほか 3 筆
- 3 一般廃棄物処理施設の種類 ごみ処理施設
- 4 処理する一般廃棄物の種類 ごみ、粗大ごみ、動植物性残さ（動物系固形不要物を含む。）、動物の死体、し尿及び燃え殻
- 5 申請年月日 平成29年12月27日
- 6 申請書その他関係書類の縦覧の場所及び期間
 - (1) 場所 沖縄県環境部環境整備課、沖縄県中部保健所及び沖縄市市民部環境課
 - (2) 期間 平成30年 2月20日（火曜日）から同年 3月20日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 7 意見書の提出先及び提出期間 当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、次のとおり知事に対し生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。
 - (1) 提出先 沖縄県環境部環境整備課又は沖縄県中部保健所
 - (2) 提出期間 平成30年 2月20日（火曜日）から同年 4月 3日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - (3) 意見書の記載事項等 意見書には、生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見書提出者の氏名及び住所を記載すること。

沖縄県告示第88号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、申請書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年 2月20日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社倉敷 沖繩市字池原3190番地3 代表取締役 南秀樹
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所 沖繩市字池原石城原3405番ほか6筆
- 3 一般廃棄物処理施設の種類 ごみ処理施設
- 4 処理する一般廃棄物の種類 ごみ、粗大ごみ、動植物性残さ（動物系固形不要物を含む。）、動物の死体、し尿及び燃え殻
- 5 申請年月日 平成29年12月27日
- 6 申請書その他関係書類の縦覧の場所及び期間
 - (1) 場所 沖繩県環境部環境整備課、沖繩県中部保健所及び沖繩市市民部環境課
 - (2) 期間 平成30年2月20日（火曜日）から同年3月20日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 7 意見書の提出先及び提出期間 当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、次のとおり知事に対し生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。
 - (1) 提出先 沖繩県環境部環境整備課又は沖繩県中部保健所
 - (2) 提出期間 平成30年2月20日（火曜日）から同年4月3日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - (3) 意見書の記載事項等 意見書には、生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見書提出者の氏名及び住所を記載すること。

沖繩県告示第89号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、申請書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月20日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社倉敷 沖繩市字池原3190番地3 代表取締役 南秀樹
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所 うるま市石川東恩納西原441番1ほか41筆
- 3 一般廃棄物処理施設の種類 一般廃棄物の最終処分場
- 4 処理する一般廃棄物の種類 ごみ、粗大ごみ及び燃え殻
- 5 申請年月日 平成29年12月27日
- 6 申請書その他関係書類の縦覧の場所及び期間
 - (1) 場所 沖繩県環境部環境整備課、沖繩県中部保健所及びうるま市市民部環境課
 - (2) 期間 平成30年2月20日（火曜日）から同年3月20日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 7 意見書の提出先及び提出期間 当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、次のとおり知事に対し生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。
 - (1) 提出先 沖繩県環境部環境整備課又は沖繩県中部保健所
 - (2) 提出期間 平成30年2月20日（火曜日）から同年4月3日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - (3) 意見書の記載事項等 意見書には、生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見書提出者の氏名及び住所を記載すること。

沖繩県告示第90号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、申請書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年 2月20日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社倉敷 沖繩市宇池原3190番地 3 代表取締役 南秀樹
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所 沖繩市宇知花鳥口原2942番 1 ほか 3 筆
- 3 産業廃棄物処理施設の種類 産業廃棄物の焼却施設
- 4 処理する産業廃棄物の種類
 - (1) 産業廃棄物 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、動物のふん尿、動物の死体並びにばいじん
 - (2) 特別管理産業廃棄物 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1， 2－ジクロロエタン、1， 1－ジクロロエチレン、シス－1， 2－ジクロロエチレン、1， 1， 1－トリクロロエタン、1， 1， 2－トリクロロエタン、1， 3－ジクロロプロペン及びベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）、汚泥（有機リン化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1， 2－ジクロロエタン、1， 1－ジクロロエチレン、シス－1， 2－ジクロロエチレン、1， 1， 1－トリクロロエタン、1， 1， 2－トリクロロエタン、1， 3－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ及びベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）、ばいじん（ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）、燃え殻（ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）並びに感染性産業廃棄物
- 5 申請年月日 平成29年12月27日
- 6 申請書その他関係書類の縦覧の場所及び期間
 - (1) 場所 沖繩県環境部環境整備課、沖繩県中部保健所及び沖繩市市民部環境課
 - (2) 期間 平成30年 2月20日（火曜日）から同年 3月20日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 7 意見書の提出先及び提出期間 当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、次のとおり知事に対し生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。
 - (1) 提出先 沖繩県環境部環境整備課又は沖繩県中部保健所
 - (2) 提出期間 平成30年 2月20日（火曜日）から同年 4月 3日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - (3) 意見書の記載事項等 意見書には、生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見書提出者の氏名及び住所を記載すること。

沖繩県告示第91号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、申請書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年 2月20日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社倉敷 沖繩市宇池原3190番地 3 代表取締役 南秀樹
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所 沖繩市宇池原石城原3405番ほか 6 筆
- 3 産業廃棄物処理施設の種類 産業廃棄物の焼却施設
- 4 処理する産業廃棄物の種類
 - (1) 産業廃棄物 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、動物のふん尿、動物の死体並びにばいじん
 - (2) 特別管理産業廃棄物 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1， 2－ジクロロエタン、1， 1－ジクロロエチレン、シス－

1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン及びベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)、廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びに有機リン化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ及びベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)、廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びに有機リン化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ及びベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)、汚泥(有機リン化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ及びベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)、ばいじん(ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)、燃え殻(ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。))並びに感染性産業廃棄物

5 申請年月日 平成29年12月27日

6 申請書その他関係書類の縦覧の場所及び期間

- (1) 場所 沖縄県環境部環境整備課、沖縄県中部保健所及び沖縄市市民部環境課
- (2) 期間 平成30年2月20日(火曜日)から同年3月20日(火曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

7 意見書の提出先及び提出期間 当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、次のとおり知事に対し生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

- (1) 提出先 沖縄県環境部環境整備課又は沖縄県中部保健所
- (2) 提出期間 平成30年2月20日(火曜日)から同年4月3日(火曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (3) 意見書の記載事項等 意見書には、生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見書提出者の氏名及び住所を記載すること。

沖縄県告示第92号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、申請書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社倉敷 沖縄市宇池原3190番地3 代表取締役 南秀樹
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所 うるま市石川東恩納西原441番1ほか41筆
- 3 産業廃棄物処理施設の種類 産業廃棄物管理型最終処分場
- 4 処理する産業廃棄物の種類 燃え殻(判定基準に適合しないもの及び特定有害産業廃棄物を除く。)、汚泥(判定基準に適合しないもの及び特定有害産業廃棄物を除く。)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、木くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、繊維くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ゴムくず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条第13号の廃棄物

5 申請年月日 平成29年12月27日

6 申請書その他関係書類の縦覧の場所及び期間

- (1) 場所 沖縄県環境部環境整備課、沖縄県中部保健所及びうるま市市民部環境課
- (2) 期間 平成30年2月20日（火曜日）から同年3月20日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 7 意見書の提出先及び提出期間 当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、次のとおり知事に対し生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。
- (1) 提出先 沖縄県環境部環境整備課又は沖縄県中部保健所
- (2) 提出期間 平成30年2月20日（火曜日）から同年4月3日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (3) 意見書の記載事項等 意見書には、生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見書提出者の氏名及び住所を記載すること。

沖縄県告示第93号

農地法（昭和27年法律第229号）第43条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定する裁定をした。

平成30年2月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
国頭郡大宜味村字喜如嘉真謝原696番	畑	122平方メートル。ただし、当該申請に係る部分については、そのうち113平方メートル。
国頭郡大宜味村字喜如嘉外堀田原1059番	畑	46平方メートル

2 利用権の内容、始期、存続期間及び借賃に相当する補償金の額

所在及び地番	内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
国頭郡大宜味村字喜如嘉真謝原696番	畑	平成30年3月1日	5年	855円
国頭郡大宜味村字喜如嘉外堀田原1059番	畑	平成30年3月1日	5年	345円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 公益財団法人 沖縄県農業振興公社 理事長 髙原安伸 沖縄県島尻郡南風原町字本部453番地3

4 農地の所有者等の情報

所在及び地番	農地の所有者等の情報
国頭郡大宜味村字喜如嘉真謝原696番	字喜如嘉1班 金城恵美
国頭郡大宜味村字喜如嘉外堀田原1059番	4班 喜如嘉マカ

5 補償金の支払の方法 利用権の始期までに、那覇地方務局名護支局に補償金を供託すること。

6 その他 農地の所有者等は、供託された補償金の還付を請求することができる。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、那覇広域都市計画区域区分の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成30年2月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 日時 平成30年3月13日 午後7時開始
- 2 場所 宜野湾市役所3階 第3常任委員会室（宜野湾市野嵩一丁目1番1号）
- 3 都市計画の変更の案の概要 西普天間住宅地区は、那覇広域都市計画区域において市街化調整区域に区域区分された駐留軍用地跡地であり、現在、支障除去作業が実施されている。作業完了後は、宜野湾市において土地区画整理事業等の都市計画の導入が予定され、計画の実施に伴い市街化が図られることから、市街化区域に編入する。
- 4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の1週間前（平成30年3月6日午後5時）までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。
- 5 書面の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課又は宜野湾市建設部都市計画課
- 6 その他 意見陳述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成30年2月20日

沖縄県下水道事務所長 島 袋 勝 利

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 次亜塩素酸ナトリウム 1,021,000リットル（予定）
 - (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
 - (3) 納入の期限 平成31年3月31日（日曜日）
 - (4) 納入の場所 沖縄県下水道事務所那覇浄化センター及び沖縄県下水道事務所宜野湾浄化センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 - ウ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 平成30年2月21日（水曜日）から同年3月8日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 平成30年2月21日（水曜日）から同年3月5日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成30年4月3日（火曜日）午後2時
 - (2) 場所 沖縄県下水道事務所2階会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県下水道事務所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成30年2月21日（水曜日）から同年3月5日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県下水道事務所庶務班 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県下水道事務所
 - (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成30年3月30日（金曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道事務所に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Sodium hypochlorite about 1,021,000ℓ to be used at Naha Sewage Treatment Center and Ginowan Sewage Treatment Center
 - (2) DEADLINE OF DELIVERY
March 31, 2019
 - (3) DATE OF BIDS
2:00 p.m. April 3, 2018
 - (4) POINT OF CONTACT
Sewage System Office
3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221
Telephone 098-898-5988

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め

る政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成30年2月20日

沖縄県下水道事務所長 島 袋 勝 利

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 ポリ硫酸第二鉄 1,703,000キログラム（予定）
- (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成31年3月31日（日曜日）
- (4) 納入の場所 沖縄県下水道事務所那覇浄化センター及び沖縄県下水道事務所宜野湾浄化センター

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 - ウ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 平成30年2月21日（水曜日）から同年3月8日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成30年2月21日（水曜日）から同年3月5日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成30年4月3日（火曜日）午後3時半
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所2階会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までには沖縄県下水道事務所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成30年2月21日（水曜日）から同年3月5日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県下水道事務所庶務班 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県下水道事務所
 - (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 11 契約の手續において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成30年3月30日(金曜日)午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道事務所に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Polyferric sulfate about 1,057,000kg to be used at Naha Sewage Treatment Center and Ginowan Sewage Treatment Center
 - (2) DEADLINE OF DELIVERY
March 31, 2019
 - (3) DATE OF BIDS
3:30 p.m. April 3, 2018
 - (4) POINT OF CONTACT
Sewage System Office
3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221
Telephone 098-898-5988

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

平成30年2月20日

沖縄県下水道事務所長 島 袋 勝 利

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 高分子凝集剤(脱水用) 102,900キログラム(予定)
 - (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
 - (3) 納入の期限 平成31年3月31日(日曜日)
 - (4) 納入の場所 沖縄県下水道事務所那覇浄化センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程(昭和47年沖縄県告示第69号)に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
 - ウ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建

築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

- (2) 資格に関する文書入手するための手段 3(2)の場所で配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 平成30年2月21日(水曜日)から同年3月8日(木曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 平成30年2月21日(水曜日)から同年3月5日(月曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成30年4月4日(水曜日)午後2時
 - (2) 場所 沖縄県下水道事務所2階会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県下水道事務所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 過去2年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じにする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成30年2月21日(水曜日)から同年3月5日(月曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県下水道事務所庶務班 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 9 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県下水道事務所
 - (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
 - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。

- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成30年3月30日（金曜日）午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道事務所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Polymer flocculant about 102,900kg to be used at Naha Sewage Treatment Center
- (2) DEADLINE OF DELIVERY
March 31, 2019
- (3) DATE OF BIDS
2:00 p.m. April 4, 2018
- (4) POINT OF CONTACT
Sewage System Office
3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221
Telephone 098-898-5988

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成30年2月20日

沖縄県下水道事務所長 島 袋 勝 利

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 高分子凝集剤（脱水用） 31,200キログラム（予定）
- (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成31年3月31日（日曜日）
- (4) 納入の場所 沖縄県下水道事務所宜野湾浄化センター

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 - ウ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 平成30年2月21日（水曜日）から同年3月8日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成30年2月21日（水曜日）から同年3月5日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成30年4月4日（水曜日）午後3時
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所2階会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県下水道事務所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成30年2月21日（水曜日）から同年3月5日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県下水道事務所庶務班 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県下水道事務所
 - (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成30年3月30日（金曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道事務所に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Polymer flocculant about 31,200kg to be used at Ginowan Sewage Treatment Center
 - (2) DEADLINE OF DELIVERY
March 31, 2019
 - (3) DATE OF BIDS
3:00 p.m. April 4, 2018
 - (4) POINT OF CONTACT
Sewage System Office
3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221
Telephone 098-898-5988

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成30年2月20日

沖縄県下水道事務所長 島 袋 勝 利

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 消化ガス発電設備消耗品 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成31年3月31日（日曜日）
- (4) 納入の場所 沖縄県下水道事務所那覇浄化センター

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 - ウ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 平成30年2月21日（水曜日）から同年3月8日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成30年2月21日（水曜日）から同年3月5日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成30年4月6日（金曜日）午前10時
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所2階会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県下水道事務所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成30年2月21日（水曜日）から同年3月5日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県下水道事務所庶務班 〒901-2221 宜野湾市伊佐三

丁目12番1号

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県下水道事務所
- (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成30年4月5日(木曜日)午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道事務所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Consumables of sewage digestion gas power generation facility 1set
- (2) DEADLINE OF DELIVERY
March 31, 2019
- (3) DATE OF BIDS
10:00 a.m. April 6, 2018
- (4) POINT OF CONTACT
Sewage System Office
3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221
Telephone 098-898-5988

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--